

文教くらし委員会記録

開催日時 平成26年7月3日(木) 13:02~15:01

開催場所 第2委員会室

出席委員 9名

高柳 忠夫 委員長
粒谷 友示 副委員長
宮木 健一 委員
阪口 保 委員
猪奥 美里 委員
大坪 宏通 委員
宮本 次郎 委員
上田 悟 委員
新谷 絃一 委員

欠席委員 なし

出席理事者 影山くらし創造部長兼景観・環境局長

吉田 教育長 ほか、関係職員

傍聴者 10名

議 事

(1) 議案の審査について

平成26年度議案

議第42号 奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

(文教くらし委員会所管分)

議第46号 橿原公苑使用条例の一部を改正する条例

議第49号 職員の配偶者同行休業に関する条例

(文教くらし委員会所管分)

報第1号 平成25年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について

平成25年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(文教くらし委員会所管分)

報第9号 公益財団法人奈良県人権センターの経営状況の報告について

報第10号 公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センターの経営状況の報告に

ついて

報第25号 地方自治法第180条第1項の規程による専決処分の報告につ
いて

奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例
の一部を改正する条例

(2) 請願の審査について

請願第10号 中学校歴史・公民教科書に関する請願書

(3) その他

<会議の経過>

○高柳委員長 ただいまから文教くらし委員会を開会します。

本日の当委員会に対して6名の方から傍聴の申し出がありますが、これを認めることで
よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

また、その後の申し出についても、さきの方を含め、20名を限度に許可することにい
たしたいと思います。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、認めることにいたします。

それでは、案件に入ります前に、4月1日付で議会事務局に異動がありました。事務局
次長から自己紹介並びに新任担当書記の紹介をお願いいたします。

○小西事務局次長 4月1日付で議会事務局次長を拝命しております小西でございます。
どうぞよろしくお願いいたします。

新任の担当書記を紹介いたします。

事務局総務課課長補佐の山崎書記でございます。

議事課主査の中西書記でございます。よろしくお願いいたします。

○高柳委員長 次に、常時出席を求める理事者の変更についてであります。

今般の組織の見直し等により、出席要求する理事者を変更する必要が生じたので、
お手元に配付しております資料のとおり変更し、出席要求しておりますので、ご了承願
います。

4月1日付で理事者に異動がありましたので、くらし創造部長兼景観・環境局長から異
動のあった職員の紹介を、教育長から自己紹介と異動になった職員の紹介をお願いいたし

ます。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 新たに当部局から当委員会に出席をさせていただきます職員をご紹介します。

くらし創造部次長の福西でございます。福西は、企画管理室長事務取扱をしております。

○福西くらし創造部次長企画管理室長事務取扱 福西です。よろしくお願いいたします。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 景観・環境局次長の榊田でございます。

○榊田景観・環境局次長 榊田でございます。よろしくお願いいたします。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 くらし創造部の2課長をご紹介します。

東協働推進課長でございます。

○東協働推進課長 東でございます。よろしくお願いいたします。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 塩見スポーツ振興課長でございます。

○塩見スポーツ振興課長 塩見でございます。よろしくお願いいたします。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 続きまして、景観・環境局の新たな出席職員でございます。

米田廃棄物対策課長でございます。

○米田廃棄物対策課長 米田でございます。よろしくお願いいたします。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田教育長 この4月1日付で教育長を拝命いたしました吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私から教育委員会の異動のあった職員を紹介させていただきます。

前列、浅田教育次長でございます。

○浅田教育次長 浅田でございます。よろしくお願いいたします。

○吉田教育長 安井教育研究所副所長でございます。

○安井教育研究所副所長 安井でございます。よろしくお願いいたします。

○吉田教育長 福住福利課長でございます。

○福住福利課長 福住でございます。よろしくお願いいたします。

○吉田教育長 大西学校教育課長でございます。

○大西学校教育課長 大西でございます。よろしくお願いいたします。

○吉田教育長 筒井人権・地域教育課長でございます。

○筒井人権・地域教育課長 筒井でございます。よろしくお願いいたします。

○吉田教育長 以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高柳委員長 ありがとうございます。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載してあるとおりであります。

なお、審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けた議案の審査と結果についてのみ報告となりますので、あらかじめご了承ください。

それでは、付託議案について、くらし創造部長兼景観・環境局長、教育長の順に説明をお願いいたします。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 どうぞよろしくお願いいたします。

平成26年6月定例県議会提出議案につきまして、くらし創造部、景観・環境局所管分についてご説明をさせていただきます。

当部局からは条例が2件、報告が4件ございます。

まず、議第42号、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

お手元の「平成26年6月文教くらし委員会資料（条例関係）、くらし創造部、景観・環境局」と題しております資料をお願いいたします。1ページでございます。

要旨の1に記載をさせていただいております附属機関の設置でございます。競技力の強化やスポーツ医科学の研究、県民の健康づくり、体力づくりの拠点となる施設として今年度に策定いたします奈良県トレーニングセンター構想におきまして、その重要事項についての調査審議に関する事務を担当いただくため、知事の附属機関として奈良県トレーニングセンター構想検討委員会を設置するに当たり、別表に加えることについての改正をお願いするものでございます。

施行期日につきましては、公布の日を予定しております。

同じ資料の5ページをお願いいたします。議第46号、橿原公苑使用条例の一部を改正する条例についてでございます。県立橿原公苑明日香庭球場におきまして、今年度を実施いたします北面クレーコートの8面の人工芝改修に伴い、コート使用料を改定するものでございます。また、新たに整備いたしますクラブハウスにつきまして、宿泊室及び会

議室利用における使用料を追加するため、橿原公苑使用条例について所要の改正を行うものでございます。

次に6ページ、明日香庭球場の管理業務につきましては、指定管理者への委託を行っているところでございますが、その更新時期となる平成27年4月に向けて公募手続を本年7月から始める必要があることから、本議会で改正をお願いするものでございます。施行期日は平成27年4月1日、一部は公布の日を予定しております。

続きまして、報第1号、平成25年度奈良県一般会計予算繰越計算書についてご説明させていただきます。

お手元の「第315回定例県議会提出議案」の88ページをお願いしたいと存じます。

平成25年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。

6、くらし創造費、款がくらし創造費で項、風致景観費の国定公園等施設整備事業についてでございます。これは、老朽化した倒壊自然歩道の標識の再整備を行う事業でございますが、平成25年度中において地元調整等に不測の日時を要することとなったため、事業費560万円の繰り越しを行ったものでございます。なお、計画的かつ着実な執行、進捗管理に努め、事業は既に完了しております。

126ページ、報第25号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分についてでございます。

内容につきましては132ページに記載しておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

132ページ、奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例でございます。過去5年以内に一定の刑罰を受けた理事がいるNPO法人につきましては指定の手続を行わないこととしており、その刑罰として引用する刑法の条項が刑法の改正により繰り上がったため、本条例の規定整備を行うところでございます。その所要の改正を行うものでございます。

続きまして、報第9号、公益財団法人奈良県人権センターの経営状況の報告についてでございます。平成25年度事業報告でございます。

お手元の冊子、公益財団法人奈良県人権センターの「平成25年度（2013年度）業務報告書」の1ページをお願いいたします。

事業の実施状況につきまして、施設の管理運営では、4団体1事業者と通年利用を契約したもののほか、延べ347回の研修室や会議室の利用を得たところでございます。

2には、平成25年4月1日、公益財団法人への移行をしたこと、及び名称を奈良県人権センターに変更したことを記載させていただいております。

3ページからは財務諸表でございます。

5ページの正味財産増減計算書でご説明をさせていただきたいと存じます。先ほど説明をいたしましたとおり、公益財団法人に移行したことにより、平成25年度から新たな会計基準の適用を開始しておりますため、前年度の欄の平成24年度の数値及びその右側の増減欄は記載がございませんので、ご了承いただきたいと思います。

1番経常増減の部、(1)の経常収益といたしまして、貸し館に伴います事務室等の使用料収入、県からの補助金収入、その他記載のものを合わせまして、経常収益の合計(A)は1,537万3,205円でございます。また(2)の経常費用といたしまして、事業費、職員給与費などの管理費を合わせまして、経常費用の合計(B)は2,018万2,892円でございます。以上の経常収益と経常費用の差額であります当期経常増減額(C)はマイナス480万9,687円となっております。このマイナスの大きな要因は、建物などの減価償却費によるものでございます。

また、2の経常外増減の部につきましては、収益、費用ともございませんでしたので、当期一般正味財産増減額(G)がマイナス480万9,687円となり、一般正味財産期首の残高(H)1億8,837万9,586円から差し引きますと、一般正味財産期末残高(I)が1億8,356万9,899円となります。

続きまして、平成26年度の事業計画書をご説明させていただきたいと存じます。

別冊の公益財団法人奈良県人権センターの「平成26年度事業計画書」をごらんいただきたいと存じます。

1ページ、2の事業の実施計画といたしまして、人権啓発の拠点として記載の事業の実施を行ってまいります。

次に、2ページの収支予算書でございます。1の経常増減の部、(1)経常収益といたしまして、貸し館に伴います使用料収入と県からの補助金収入、その他記載のものを合わせまして、経常収益の計(A)で1,431万7,000円を計上しております。また、(2)の経常費用といたしまして、事業費、職員給与などの管理費を合わせまして、経常費用の合計(B)は2,063万1,000円を計上しております。

奈良県人権センターの経営状況につきましては以上でございます。

続きまして、報第10号、公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センターの経営状況の

報告についてでございます。平成25年度事業報告でございます。

お手元の冊子、公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センターの「平成25年度業務報告書」をお願いいたします。

1ページには、事業の実施状況を記載させていただいております。

県内の各生活衛生関係事業者を対象にいたしまして、1に記載のとおり、238件の各種経営相談を受け、事業資金が不足する事業者につきましては、2に記載のとおり、日本政策金融公庫への融資推薦を77件実施したほか、資料記載の事業を実施し、県内の生活衛生関係事業者の衛生確保と振興に努めております。

2ページからは財務諸表でございます。

これも4ページの正味財産増減計算書でご説明させていただきたいと存じます。経常収益といたしまして、県からの補助金収入、研修等の受託による事業収益、受取寄附金、その他記載のものを合わせまして、経常収益の合計は2,069万3,996円でございます。また、(2)の経常費用といたしまして、生活衛生関係営業対策事業費や各種受託事業費等の事業費及び管理費を合わせまして、経常費用の合計は2,098万9,170円でございます。以上の経常収益と経常費用の差額であります当期経常増減額はマイナス29万5,174円となっております。このため、当期一般正味財産の増減額は29万5,174円の減となり、一般正味財産前年度期首残高の693万1,218円からこの額を差し引きますと、当期一般正味財産期末残高は663万6,044円となります。

続きまして、平成26年度の事業計画書を説明させていただきます。

これも別冊の公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センターの「平成26年度事業計画書」の1ページをお願いいたします。生活衛生関係事業者の経営の健全化を図り、衛生水準とサービスの向上を推進することにより、消費者利益の擁護を図ることを目的として記載の事業の実施を行ってまいります。

3ページ、正味財産増減予算書でございます。

1の経常収益の部といたしまして、生活衛生関係営業対策事業補助金等の県からの受取補助金及びクリーニング師研修等の事業収益等を合わせまして、経常収益の合計は2,093万8,000円を計上しております。

2の経常費用の部といたしまして、生活衛生関係営業対策事業等の補助事業費、クリーニング師研修、それから生活衛生業の経営状況調査等の全国生活衛生営業指導センターからの受託事業費及び管理費等を合わせまして、経常費用の合計は2,102万8,000

円を計上しております。

以上がくらし創造部、景観・環境局所管分についてのご説明でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。ありがとうございます。

○吉田教育長 それでは、教育委員会に係る6月定例県議会提出議案の概要についてご説明いたします。

「第315回定例県議会提出議案」の92ページをお願いいたします。

平成25年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告でございます。第12款教育費、第7項文化財保存費の文化財保存事業補助で143万4,000円となっております。これは文化財の保存修理に関する県の補助金である円成寺美術工芸品収蔵庫建設補助事業に係るもので、事業主体である円成寺の事業のおくれによるものでございます。

以上が教育委員会所管に係る平成25年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告でございます。

続きまして、教育委員会に係る条例改正の内容につきましてご説明を申し上げます。

「平成26年6月定例県議会提出議案の概要（条例改正）、教育委員会分」をお願いいたします。

まずは1ページの平成26年6月定例県議会提出議案条例改正の一覧表をごらんください。今回の条例改正は、地方公務員法の改正に伴い、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項が職員の配偶者同行休業に関する条例で定められることから、教育委員会が所管する県費負担教職員定数条例及び奈良県立高等学校等職員定数条例について所要の改正をしようとするものでございます。これらの条例は、職員の配偶者同行休業に関する条例において一括改正を行います。

配偶者同行休業制度と申しますのは、職員が外国で勤務等をする配偶者と一緒に暮らせるよう、3年を限度として休業を認める制度でございます。条例の改正内容といたしましては、県費負担教職員定数条例、奈良県立高等学校等職員定数条例ともに、休業中の職員を定数外とするというものです。なお、施行日は公布の日でございます。

以上、教育委員会に係る条例改正についてご説明いたしました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○高柳委員長 ただいまの説明について質疑があれば、ご発言願います。なお、その他の事項については後ほど質疑を行いますので、お願いします。ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかになれば、これもちまして、付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案についての委員の意見を求めます。ご発言をお願いいたします。

ほか意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ただいまより、付託を受けました各議案について採決を行います。

採決は、簡易採決により一括して行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。

平成26年度議案、議第42号中、当委員会所管分、議第46号、議第49号中、当委員会所管分については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。

よって、平成26年度議案、議第42号中、当委員会所管分、議第46号、議題49号中、当委員会所管分については、原案どおり可決することに決しました。

次に、報告案件であります。

平成26年度議案、報第1号中、当委員会所管分、報第9号、報第10号、報第25号中、当委員会所管分については、先ほどの説明をもって理事者により詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

これもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、請願の審査を行います。

当委員会に付託を受けました請願第10号、中学校歴史・公民教科書に関する請願書について、書記に要旨を朗読させます。

○山崎書記 請願第10号 中学校歴史・公民教科書に関する請願書

請願者 奈良県大和郡山市下三橋町962

新しい歴史教科書をつくる会 奈良県支部

支部長 大久保 博一

紹介議員 中野雅史、田中惟允、神田加津代

要旨

請願の趣旨

平成17年2月議会で「新しい歴史教科書をつくる会 奈良県支部」が提出した請願第

9号「小、中学校教科書採択制度の改善を求める請願書」が採択されています。

一方、平成21年3月30日、文部科学省初等中等教育局長は、教育基本法、学習指導要領の全面改訂を受けて全国の知事、都道府県教育委員会教育長、付属学校を置く国立大学法人の長宛に、「教科書の改善について（通知）」（20文科初第8075号）を発出しました。

しかし、当県の教科用図書選定資料は内容、量ともに県議会採択済み請願も文科省通知も反映されているとは言えず、過去10年間の資料を比較しても変化は少なく、大幅な刷新の必要があります。

貴議会におかれましては、以上のことをふまえ教育基本法と新学習指導要領を遵守した教育行政を実践するため、以下の請願事項を採択される事を要請致します。

請願事項

1、学校投票（意見反映）の廃止

一部の採択区では未だに公然と学校の意見を取り入れています。つまり教科用図書選定委員会の任命する調査研究員とそれ以外の教員の意見を2重に採択に反映させる仕組みです。これでは調査研究員任命の意味が成り立ちません。採択を不明朗にする学校による投票や意見の反映を廃止するよう各採択区教育委員会を指導する事を再度求めます。

2、歴史、公民教科書採択における項目別比較段階評価の導入

教科書の公明正大な採択を確保するため、各社教科書の「項目別比較段階評価」の導入が必要です。歴史的分野、公民的分野に特に関わるものとして、教育基本法第二条（教育の目標）に規定している事項の「伝統と文化の尊重」「我が国と郷土を愛する心」「公共の精神」などの観点をもとに、新学習指導要領の各分野に明記されている項目について、各社教科書ごとに比較段階評価を行うことが、教科書採択に当たっての最も妥当で公明正大な評価方法と考えられます。

したがって、教育基本法と新学習指導要領の「目標」に合致した教科書の選定に資するため、新学習指導要領の各分野の内容別に比較段階評価ができるような質的・量的に充実した選定資料を作成するよう、奈良県教育委員会に指導することを求めます。

○高柳委員長 請願に記載されている事項についてであります。まず、私から教育委員会に2点、学校投票についてと教員の声を反映するシステムについて、どのような形であるのかということを確認させていただきたいと思っております。

○大西学校教育課長 公立小・中学校の教科書採択に当たりましては、市町村教育委員会

が採択権者となっております。採択が適正かつ公正に行われるように教科用図書選定委員会を設置し、教員から成る調査員が具体的な教科書の調査研究を行うということになっております。

今お尋ねの1点目の学校投票についてでございますが、市町村教育委員会は採択に当たりまして、学校や保護者等の希望や意見を聴取するということは採択の趣旨に反することではありませんが、教員や学校が投票をするということで採択が決まるということは禁じられておりますし、そのような事実は聞いておりません。

2点目にかかわりましては、調査員は教員が任命されますが、その役割は教科書について公正な視点で調査研究を行い、資料を整えるということです。市町村教育委員会は教科書の展示会を開いて、参加者の意見を集めて採択のための資料としています。教員の声は学校の希望や調査研究結果として市町村教育委員会に届けられる例はあります。市町村教育委員会は、これら幾つかの資料をその権限と責任のもと、採択に適正に生かしているということになっています。

本年は小学校の教科書、来年が中学校教科書の採択の年に当たっておりまして、県教育委員会は教科用図書選定審議会を設置いたしまして、選定資料を作成して各採択地区に配付しまして、適正かつ公正な採択が行われるような指導、助言、援助を行っております。以上です。

○高柳委員長 という請願に書いてあることと事実ということで今、教育委員会から説明を受けたのですけれども、質疑があれば、ご発言願います。

○大坪委員 ただいまの県教育委員会の説明で学校投票の事実は聞いていないとのことでありますので、事実認識について慎重に審議を進める必要があると考えます。

そこでまた、教科書の採択は来年の夏ごろとのことですので、まだ時間はあるかと思えます。もう少し中学校の社会科教科書の採択に関する現状や課題について勉強した上で審議をすべきと考えますので、継続審査を提案させていただきたいと思えます。

○宮本委員 私も先ほどの説明を聞きまして、そもそも学校投票という制度が存在しないということですか、また2点目の項目別比較段階評価という言葉は初めて聞いたのですが、これに当たる選定資料というものが詳細につくられて届けられているということも確認がなされたところであります。

その上に立って、私もこの請願を慎重に審議をしていく上で幾つか明らかにしたほうがいいのではないかと考えておるのですが、1点お聞きしたいのは、この請願者であります

新しい歴史教科書をつくる会という団体がどういう団体か、県教育委員会で認識されているところをお聞きしておきたいと思います。

○大西学校教育課長 請願をいただいた団体についてということでございますけれども、新しい歴史教科書をつくる会というのは、今回が初めてではなくて、たしか平成17年のころにできていた団体だと思っております。教科書につきましては、特に歴史認識につきましてはいろいろなお立場の方がおられまして、そういう方がつくられた団体の一つであると認識している程度でございます。以上でございます。

○宮本委員 さまざまな思想に基づいてつくられた団体の一つだという認識が示されたわけですが、この新しい歴史教科書をつくる会は、ご承知のように平成17年ごろから活動している会だと私も認識をしておりますが、その後2つの運動団体に分裂をしたと認識しております、それはよく知られていることでして、特に育鵬社という教科書会社と自由社という教科書会社に分かれて、今回の新しい歴史教科書をつくる会は自由社という教科書の採択の推進運動団体だとされております。そこで、この自由社の歴史教科書、公民教科書が大体どの程度採択をされているか把握をされていれば明らかにしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○大西学校教育課長 現在の教科書の採択、県内のということによろしいですか。今、確認の資料を見せていただきましたが、今お述べになった2つの会社の採択状況は、18の採択地区がありますが、今のところは1つもありません。以上です。

○宮本委員 奈良県内ではゼロだということです。ちなみに、この自由社ですが、全国の採択状況を公表されておる部分で確認しますと、歴史で0.07%、公民で0.05%と、極めてふるわないという問題がありまして、こういったものを背景にして出てきているのではないかと思っております。

そういうことを確認しておいた上で、今度は請願の項目である教師の意見がどの程度反映されているのかという点について少し突っ込んでお聞きしたいと思うのですが、教科書を使うのは教師ですから、むしろ教師の意見がもっと反映されるべきだと思っております、このように教師の意見を聞くと言わんばかりの請願は、もう当然賛同しかねるものなのですが、実際、今、現場で教師の意見が反映される仕組み、若干研究員の話、調査員の話ですとか紹介されましたが、例えば教科書展示場で寄せられた意見が教師にどの程度認識されるのかという点をお聞きしたいのと、そして、恐らく学校長の意見を聞くというやり方になると思うのですが、そういったときに現場で指導されている担任の先生などの

意見がどの程度把握されているか、そのあたりをお聞きしておきたいと思います。

○大西学校教育課長 現場の先生方の意見がどの程度かということでございますが、この選定委員会と、先ほど採択するのはそれぞれの市町村教育委員会でございます。それを助けるものとして教科用図書選定委員会がつくられて、そしていろいろな資料を集められるという形になっておりまして、最終的に採択は市町村教育委員会でされることになっておりまして、その中で、どれくらいの比率で先生方の声が生かされているかということは、ちょっと私どもとしても推察する以外はなくて、適正に公正に判断されていると捉えております。

各展示場等の意見につきましても、それが集められて、その教科用図書選定委員会へ回るといことは聞いておりますけれども、おっしゃっているように、例えば何%ぐらい聞かれているかとか、そういったことはこちらのほうで把握しているものでもありませんし、全体のバランスをとって適切に処理されているものと認識しております。以上です。

○宮本委員 いろいろと先生方にお聞きをいたしますと、かつてはいろいろと意見を聞いてもらえる場があったけれども、現在はほとんどなくなっていると。実質は教員の意見を酌み取るシステムはないに等しいとお聞きしているところです。それで、そういう状況にあることを一つは明らかにしておかなければならないと思いました。

その上で今回この教科書問題ですが、新しい歴史教科書をつくる会が進めている自由社の教科書について一言意見を申しておきますと、過去にこれまで教科書検定を受ける際、事前に意見がたくさんつくということがあったわけでした、その点、さらには資料として年表だとかを盗用したという事件もあつたりしたことから、そういうことが現場の先生から選ばれない理由になっているのではないかと感じておりますので、こういう教科書採択の運動に左右されずに、現場の先生に基づいてしっかり選ばれるということを改めて求めておきたいと思います。

それで、1点紹介しておきますと、自由社の教科書が2008年の検定の際に516カ所の誤記が指摘された。再申請の際でも136カ所に意見がついたけれども、全て修正させた上で合格させたという経緯があるということですか、そういうことが問題となっている教科書であり、それを推奨しようとする運動団体ということで、こういう請願は中身にも問題がありますし、そもそも請願事実は存在しないという点からも採択するべきではないと思っておりますので、そのことを意見として申し上げておきます。

さらに、先ほど意見が出たように、もっと調べる必要があるということであれば、もち

ろん請願者にもお越しいただいて質問をしたいと思ひますし、また紹介議員の皆さんにも、
どういふ思ひで紹介したのかということも述べていただける場があったら、そういう場も
必要だと思ひますので、継続審議ということであれば、それもありだと思ひております。
以上です。

○阪口委員 県議会議員になる前に中学校の社会科の教師をいたしてございまして、生徒に
公民、歴史を教えてきたことがございまして。使っていた教科書は、議長に許可もらって持
ってきています。大阪書籍の中学校社会、公民という教科書でございまして。この教科書も
どの教科書も、教科書というのは学習指導要領に即してつくられているわけですね。しかも、
文部科学省の検定基準に基づいて検定を経ておりますので、特にどの教科書が問題だとい
う事実はないわけですね。

こういう現状のもとで、請願では特定の教科書を推薦するという事柄でございまして、
そういう手法はよくないのではないかと考えます。

現場で教師をやっていた関係から申しますと、英語の教科書はどんなものかわから
ないわけですね。家庭科もわからないし、社会科の教科書しかわからないわけですね。比較対
照しても、かなり勉強しないとどちらがいいかわかりません。教科書を採択するときに関
係したこともございまして。そういう状況でございまして、現場の声を聞いていく、尊重
してくということが重要ではないかと考えます。

この請願の請願事項の中で、一部の採択区では学校の意見を取り入れていまして。一部
とはどこなのか不明な箇所がございまして、今後もう少しこの請願について精査してい
く必要もあろうかと考えますので、本日は採決をせずに継続審議ということが妥当ではな
いかと考えております。

○高柳委員長 意見ですね。ほかに。いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

請願第10号について、先ほど継続審査とのご意見がありましたので、お諮りいたしま
す。

請願第10号については、継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認めます。

よって、請願第10号は、継続審査をすることに決しました。

これをもちまして、請願の審査を終わります。

次に、くらし創造部長兼景観・環境局長から、紀伊半島大水害復旧・復興の現状と取り組み、青少年生涯学習課長から、青少年が利用する携帯電話のフィルタリング利用率について報告を行いたいとの申し出があります。

くらし創造部長兼景観・環境局長から順に報告願います。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 紀伊半島大水害復旧・復興の現状と取り組みについて、いましばらくお時間を頂戴いたしまして、ご報告させていただきます。

できるだけ簡潔に要点をご報告させていただきますので、どうぞよろしく願います。

別冊の「紀伊半島大水害復旧・復興の現状と取り組み、平成26年6月更新版」をお願いいたします。

4ページ、避難者の状況でございます。4ページの資料及び5ページの市町村別の資料には、5月30日現在の避難者数を記載しております。最新の6月30日現在の状況を申し上げますと、4ページの資料の時点からさらに3世帯4人が減少し、合計で54世帯115名となっております。訂正させていただきます。

5ページの市町村別では、五條市が28世帯53名、野迫川村が26世帯62名となっております。また、十津川村については4月末をもって全ての避難者が帰宅されている状況でございます。残る避難者の今後の帰宅のめどにつきましては、5ページにそれぞれ記載させていただいております。

6ページ、避難が継続している主な地区の状況を記載させていただいております。辻堂地区、宇井、清水等地区ごとに書かせていただいております。

次に、10ページは五條市、野迫川村、十津川村での復興住宅の建設の状況を記載させていただいております。十津川村では4月末までに全て完成し、先ほど申しましたように、避難されていた方々の入居も完了をしております。

11ページからはインフラ等の復旧状況を記載しております。土砂ダム対策など大規模崩壊への対策工事もおおむね順調に進められております。

県の工事の状況は12ページに、国の工事の状況は13ページにそれぞれ記載させていただいております。

14ページからは河川、砂防、道路、林道などの復旧工事の進捗状況を記載しております。これまでに9割以上の箇所ですべて完了しておりますが、昨年の台風18号の影響で、平成26年度以降も工事を継続している箇所もございます。

次に、27ページは産業の復興でございます。被災した事業所の再建は前回より1カ所増加し、98%の事業所は既に事業を再開しておられます。

29ページは観光業の復興状況でございます。南部、東部地域の宿泊客数は、被災前の平成22年を上回る水準で推移しております。

31ページはスポーツイベントを活用した誘客促進といたしまして、今年度新たに世界遺産、紀伊山地の霊場と参詣道をめぐるサイクリング事業及びシー・トゥー・サミット&環境フェスティバル開催検討事業等を新たに実施いたします。

次に、33ページは十津川村で進めております新しい集落づくりでございます。谷瀬地区と高森地区をモデルとして、やりがい、生きがいを得られる集落づくりや高齢者向けの施設の整備などの検討を進めております。

続きまして38ページは、なんゆう祭2014の開催概要をお示しさせていただいております。昨年秋に川上村で開催いたしましたなんゆう祭を、ことしは五條市の吉野川河川敷で10月5日に開催いたします。

次に、39ページはふるさと復興協力隊について記載しております。記載のとおり、現在も10市町村で17名の協力隊員が産業振興支援や観光情報の発信などの活動を行っております。

はしょって大変申しわけございませんでしたけれども、以上が復旧・復興の現状と取り組みについて、その概略の説明でございました。ありがとうございました。

○高柳委員長 ありがとうございます。

○森青少年・生涯学習課長 青少年が利用する携帯電話のフィルタリング利用率についてご報告申し上げます。

「青少年が利用する携帯電話のフィルタリング利用率について」というペーパーをごらんいただきたいと思います。

スマートフォンの急速な普及によりまして、青少年が有害情報に接したり犯罪やトラブルに巻き込まれるなどの問題が多発しております。これらを未然に防ぐためには、青少年の携帯電話にフィルタリングサービスの利用を促進するとともに、家庭で話し合い、そして携帯電話利用のルールづくりをすることが有効でございます。

県では、昨年7月に青少年健全育成条例を改正いただきまして、10月より施行し、フィルタリング利用に関するさまざまな啓発普及の取り組みを重ねているところでございます。

それでは、保護者へのフィルタリング利用実態調査でございます。資料にお示ししていただきますのは、平成25年1月と1年後の平成26年1月に県内の公立の小・中・高校生の保護者計約1,000人にアンケート調査をした結果でございます。

まず、1番のフィルタリング利用率でございますが、高校生で前回平成25年1月時点で32%のところ、1年後の本年では43%と11ポイント増加しております。参考として枠で囲っております全国の数値、これは全国3,000人の小・中・高校生を対象とした内閣府の調査でございますが、こちらでは高校生のフィルタリング利用率は49.3%、本県のフィルタリング利用率は全国平均にはまだ少し及びませんが、改善傾向にございます。

また、小学校、中学校では、小学生78%、中学生65%と、やや横ばいではあるものの、いずれも全国平均は超える状況でございます。

2番の携帯電話普及率でございます。本県におきましては、高校生のスマートフォン普及率が全国に比べるとやや高い状況にあります。県及び全国的にもスマートフォンが急速に普及しているという状況が見られます。

これらを以上、総括しますと、昨年度の条例改正、それから、それに続きます奈良県及びコンソーシアム等における取り組みが一定の成果を上げているものと考えております。なお、コンソーシアムといいますのは、青少年を有害環境から守る奈良コンソーシアムでございまして、県、県教育委員会、県警察、高等学校PTA協議会、県PTA協議会、青少年団体、そして携帯電話事業者から成る連合体でございまして、携帯電話の有害環境から青少年を守る取り組みを行っておるものでございます。

全国的にフィルタリング利用率が下がっている中、本県は少し上昇しているのは、このコンソーシアム関係者をはじめとする関係の皆様方の努力によるところが大きいと思われまします。引き続き啓発、普及の取り組みを積極的に展開してもらおう所存でございます。以上でございます。

○高柳委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告またはその他の事項も含めまして、質疑があればご発言願います。

○阪口委員 2点質問がございます。1点目は、動物愛護団体への動物譲渡と動物愛護協議会の設置について質問いたします。この事案につきましては、2月の本会議また3月12日の予算審査特別委員会で質問いたしました。

まず、動物の譲渡につきましては、動物愛護団体への譲渡を進めるというご回答だった

と認識いたしております。先般の本会議でも、山本県議会議員の質問に対しまして、知事も動物愛護団体への譲渡を進めるというご回答でした。そこで、譲渡するに当たり、動物愛護団体との話し合いや動物譲渡の基準等の検討が必要かと考えます。そこで、その進捗状況をお聞きしたいと存じます。

2つ目は、動物愛護推進員の委嘱と動物愛護協議会の設置についても、影山くらし創造部長から早急に設置をするとご回答いただいたと認識いたしております。その進捗状況につきましてもお聞きをしたいと存じます。

○姫野消費・生活安全課長 動物の譲渡に関しましてお答えさせていただきます。

1点目は、団体譲渡の進捗状況についてでございます。動物の譲渡に関しましては、動物愛護団体とどのような協働ができるかにつきまして現在、団体との話し合いを順次行っているところでございます。団体との協働につきましては、ネットワークを活用しての県の譲渡事業のPRや飼育希望者探し、動物のしつけ直しや健康管理等のほか、譲渡候補動物を団体の会員宅等で預かり、譲渡までの間、家庭的な雰囲気の中で過ごし、その後、広く地域で飼育希望者とのマッチングを行うなど譲渡事業の全県的な推進の手助けを行っていただけるように考えているところでございます。個々の団体の実情に応じまして、どのような協力がいただけるのかなど、お互いに詰めていきたいと考えているところでございます。

現在までに10の団体と話し合いをさせていただいているところでございまして、有意義なコミュニケーションが図られていると認識しており、具体的な内容につきましては、今後も継続的に話し合いを深めていき、実現に向けて努力してまいりたいと考えているところでございます。

2つ目は、動物愛護協議会の設置に向けた検討状況でございます。動物愛護管理協議会及び動物愛護推進員につきましては、本年度内の設置をめどに推進員の役割や活動範囲、協議会の支援内容などにつきまして既に設置している自治体の状況などを情報収集し、検討を行っているところであり、重要なポイントでございますので、いましばらくこの作業をしっかりと行ってまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○阪口委員 当局の回答から、非常に積極的に対応していただいているという理解をいたしております。そういう意味では感謝いたしております。

この愛護協議会の設置、当然愛護推進員の委嘱等も出てくると思いますので、動物の譲渡もそうですが、動物愛護団体の方のご意見も十分に聞いて進めていただいております。

ますけれども、その確認を再度いたしたいと思います。

○姫野消費・生活安全課長 譲渡に関しましては、個々に、先ほど申し上げましたように、団体と意見交換を行っているところであり、県の考えております動物の譲渡に関する協働の内容につきましてご提示させていただきまして、団体の希望する譲渡についての意見をお伺いしながら県の方針を調整しているところでございます。

今後とも団体と引き続き話をさせていただく予定でございますので、引き続き要望等、受け入れられる部分についても検討してまいりたいと考えているところでございます。

○阪口委員 本日、動物団体の方も傍聴に来られていると思います。そこで影山くらし創造部長にお聞きしたいのですけれども、現在、殺処分ゼロという考えがございます。そこで影山くらし創造部長の動物の殺処分についてのご所見をお伺いしたいと考えております。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 県におきましての譲渡の状況でございますけれども、譲渡率は、全国13%に比べまして、県は5%ほどでございます。まだまだ低い状況でございます。うだ・アニマルパークができて5年経過しまして、職員は一生懸命、譲渡に向けて命の教育あるいは譲渡者を探すPRもやってまいりました。しかしながら、まだそのような状況でございます。殺処分ゼロを目指すという言い方が今できるような状況ではございませんけれども、阪口委員がさきの2月議会でご提案していただきました、県だけでなく動物愛護団体の力をかりて協働して進めていくということは大変重要なことだと思っております。

先ほど消費・生活安全課長からも回答させていただきましたが、10の団体との話し合いを持たせていただきまして、大変いい話し合いの機会を持たせていただいたと思っております。多くのご意見を頂戴し、あるいはご協力をいただきながら、この譲渡率の上昇に向けて努めていきたいと考えております。これが1つでございます。

もう一つにつきましては、收容される動物のその状態になったことに対して、ほとんどが人間がかかわっておるのが事実でございます。適正飼育、これに向けての啓発を進めていくことが非常に両輪として大事だと思っております。これについてももしっかり取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○阪口委員 積極的なご所見ありがとうございました。

2点目の質問に入らせていただきます。2点目の質問は、県下の小・中学校を含めての学校における熱中症対策についての質問でございます。

1つ目は、昨年、県下で熱中症による救急搬送件数が759件あったとお聞きしており

ます。今後、学校におきましても運動会等屋外で行われる行事がふえていくかと存じます。学校生活において、県として熱中症対策、どのような指示をされているのかお聞きをしたいということが1つ目でございます。

2つ目は、6月25日の奈良市の最高気温は、調べてみると31度でございました。そのとき教室の気温はどれぐらいになっているのだろうか。そういうふうにはかかっていないのか、はかっているのか、わかりませんが、もし教室の気温がどれぐらいなのか、6月ごろの様子がわかればお聞きをしたいと思います。

○沼田保健体育課長 熱中症につきましてお答えさせていただきます。

まず、県内公立小・中・高等学校の今年度の熱中症の県教育委員会への報告件数でございますが、現在、小・中・高等学校合わせて27件の報告をいただいているところであります。

県教育委員会といたしましても、熱中症は命にかかわる重要な問題と捉えておりまして、今年度も既に各市町村教育委員会教育長宛て、また県立学校長宛てで熱中症事故の防止等に関する通知文を3回送付し、注意喚起を行ってきたところであります。

熱中症の発生は、多くが体育またはスポーツ活動によるものではありませんが、文化等それ以外の活動でも発生していることもあり、通知文の中には、体育等の活動中やその活動前後にも適宜水分や塩分の補給ができる環境を整えること、それから気温、湿度などの環境条件に配慮した活動計画の変更や児童生徒等への健康観察、健康管理の徹底に努めること、こういった内容のものとしております。

これを受けて各学校では、屋外や校舎内の気温及び湿度の定期的な計測、部活動等の活動中はもとより、活動前後の飲水の徹底等を実施しているところであります。また、発生時の対処につきましても、具体的な事例に基づいた対応や校内体制を教職員で確認しているところでございます。

今年度も4月と5月に健康安全の市町村教育委員会担当者及び学校の管理職を含む教員を対象とした研修会を開催いたしました。学校における熱中症予防については、県内の熱中症発生状況にも触れながら進めているところでございます。

2点目の教室の温度でございますが、各学校、はかりはしているものの、その年が終わったら、もうそれは処分される、または毎日はかられるのですけれども、その暑さによって、例えばクーラーが設置されているところは30度を超えたらクーラーを入れるというだけで、きちんと毎日毎日、記録として残しているものはなかなか見つかりません。

例を1ついただいたものは、ある市の小学校の平成23年度の記録が残っておりました。7月1日から20日までのこの期間で教室の温度の平均が37度、8月25日から31日まで34.7度、9月1日から30日までで33.5度と、こういう教室内の気温が記録として残っておる状況でございます。以上でございます。

○阪口委員 教室で授業していましたので、その体験からいくと、生徒が40人近く当時いましたので、やっぱり数度高くなるかという体感をいたしておりました。そこで、今後普通教室へのクーラーも視野に入れていく必要があるのではないかと。予算等の都合もあるので、きょうどうのこうの問題ではないと思いますけれども。そこで奈良県の小・中学校ではほとんどクーラーが設置されていないのですけれども、近畿の小・中・高等学校を含めてクーラー設置状況はどのようなものか、数字等を持っておられたら報告していただきたいと思います。

○吉尾学校支援課長 ただいまご質問いただきました近畿府県の公立小・中学校の普通教室における空調設備の設置状況についてでございます。文部科学省が平成26年4月1日現在で実施いたしました全国調査によりますと、近畿府県の公立小・中学校普通教室への空調設備の設置状況は、本県が6.1%、滋賀県が50.3%、京都府68.1%、大阪府48.0%、兵庫県36.4%、和歌山県20.0%、全国平均で申し上げますと32.8%となっております。また、公立高校につきましては、本県が51.8%、滋賀県が10.4%、京都府97.5%、大阪府98.3%、兵庫県68.1%、和歌山県88.5%、全国平均は61.4%でございます。なお、今回の調査につきましては、いずれも都道府県、PTA等の設置者は問わないという内容になっております。以上でございます。

○阪口委員 報告の数字から見られるように、本県の小・中学校のクーラー設置状況はかなり低いのではないかと。かつては奈良県も涼しいということだったのですけれども、最近異常気象ですので、北海道が暑くなったりとかしますから、もう奈良県が決して涼しいというわけでもないのです、やはり熱中症等を考えていくと、小・中学校へのクーラー設置も、これは県がどういう形で関与するのかという問題もあるかと思っておりますけれども、視野に入れていく必要があるのではないかとということで、本日の発言終わらせていただきます。

○大坪委員 数点質問させていただきたいと思っております。

まず、道徳教育についてお伺いいたします。文部科学省で以前、「心のノート」というものがつくられておりましたが、これを全面改訂されて、「私たちの道徳」という道徳用の教材が作成されております。これは、平成26年度から全国の小・中学校で使われると

いう形で配布されるようなのですが、本県の今現在のこの使用状況とかそういったことを教えていただければありがたいと思います。

○大西学校教育課長 これまで国により配布されておりました道徳教育用教材「心のノート」にかわりまして、「私たちの道徳」というのが、この4月に全ての小・中学校の児童生徒に配付されたところでございます。この教材は、週に1時間実施されております道徳の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて、あるいは、または家庭や地域においても活用することが期待されている内容になっております。道徳の時間に読み物を通して話し合いをしたり、書き込むことを通して自分の体験を振り返ったりすることもできますし、各教科等の学習と関連して偉人や著名人の生き方、情報モラルに関する内容を取り上げたりと、家庭や地域において我が国の伝統文化に触れる体験のきっかけとすることもできるというようなさまざまな活用が考えられております。

文部科学省では、この「私たちの道徳」を活用した指導のための教員用の参考資料を平成26年度中に作成して配付するとされておりますけれども、今のところ具体的に配付される時期は明示されておられませんので、県教育委員会では本年6月12日に、各郡市から道徳教員の推進担当者の代表を集めまして連絡協議会を実施して、「私たちの道徳」を活用した授業のポイントや各教科等の学習での書き込み部分を活用する例などについて説明をしたところでございます。さらに、7月23日には、県内全ての小・中学校の道徳教育の推進担当者の参加による研修会を実施して、各学校における道徳教育推進の方策等について説明を行うほか、「私たちの道徳」の活用について具体的に指導を行う予定としております。以上です。

○大坪委員 ありがとうございます。本県の教育の目標として学力の向上または体力の向上、そして規範意識の向上、こういったことを強く打ち出されておられますので、道徳教育という中で、この規範意識の向上にしっかりとつなげていただけたらと思っておりますので、どうかまたこの教材をしっかりと活用して進めていただけますようお願いを申し上げます。

続きまして、領土教育についてお伺いいたします。この本会議でも領土教育についての質問がなされたわけでありましてけれども、平成26年4月28日に、日本青年会議所の事業ということで、マモルとミズキの国境探検～青少年版領土・領海意識醸成プログラム特別版ということで、全国47都道府県で一斉にこういったプログラムが実施されたということでありまして。そして、また全国から84校のエントリーがあって行われたということ

でありますけども、本県での実施状況はどのようになっておるか、お聞かせください。

○大西学校教育課長 委員がおっしゃったマモルとミズキの国境探検のDVDでございますが、これは公益社団法人日本青年会議所が領土・領海の意識醸成プログラムとして制作したものであり、子どもたちが領土・領海に対しての問題や課題を理解して、我が国の本当の形を知ることにより、未来の国家を担う立場としての正しい知識を身につけると。領土・領海についての意識を醸成することを狙いとした内容のものでございまして、文部科学省選定の映像作品の一つともなっております。

おっしゃったように、4月28日にこの学習を一齐に開催することを呼びかけられまして、うちも全体的にその把握はなかなか難しかったのでございますが、日本青年会議所のホームページ上で奈良県の中学校の参加の様子というのも紹介されておりました、一定の参加をしていただいたと思っております。

県教育委員会では、こういう領土問題につきましても、ご案内のとおり平成26年1月28日付で、文部科学省の通知によって中学校及び高等学校の学習指導要領の改訂がされたところでございますので、領土に関する教育の充実について適切にさらに取り扱うということを進めてまいりたいと思っております。以上です。

○大坪委員 どうもありがとうございます。この4月28日に行われたというのは皆さんご案内のとおりですが、1952年のサンフランシスコ平和条約、日本が主権を回復した日にあわせて実施されたということでもあります。ただ、これは今の4月28日に限らず、実はこの日本青年会議所の担当委員会にお聞きしましたら、この事業は継続的に続けていきたいということでもありますので、どんどんこれからも各学校でも応募をしていただいたら対応させていただくと。そしてまた、このマモルとミズキのDVDの部分だけではなくて、領土・領海のこの意識醸成プログラム青少年版でありますとか、大人向けの分もあると。また、大人向けの分は高校生以上を対象にしているということですので、高校でのそういった教育にも活用できるのではないかと。このほうも継続的に募集をしておりますということでもあります。

また、一部お聞きしていると、品川区などにおいては小学校、中学校合わせて、小学校がたしか30校、中学校が15校程度とお聞きしておりますので、45校の参加があったと聞いております。教育委員会の取り組み方によっては、かなりその数が、多いところと少ないところというのがあるのかとも思っておりますので、こういったことも取り入れてやっていただければありがたいと思っております。

次に、先日ニュースで見たのですが、学校の校内の人事に関して教員の間で選挙が行われているということがあって、そしてそれに関して下村文部科学大臣から、6月27日に各全国の教育委員会に、どういう実態になっているのかという通知がなされたというニュースがありましたが、これはこういった形で奈良県にも通知が来ているのか、そのことを教えていただきたいと思います。

○石井教職員課長 文部科学省から今般6月27日付で通知を受けております。本県といたしましては、その通知を受けまして、7月1日付で各市町村教育委員会及び県立学校長宛てに文書を送付いたしまして、各市町村教育委員会には管内の学校について点検調査を行い、不適切な規程や慣行があった場合には速やかに廃止、修正を行うように指示をしたところでございます。その上で、点検調査結果並びに規程や慣行の廃止、修正及び指導の状況につきまして報告するように通知をさせていただいているところでございます。

○大坪委員 1日にされたということですが、この間でも、現実問題としてそういったところが県下の学校であったのかどうかということを知りたいと思います。

○石井教職員課長 県立学校につきましては、4月に大阪市で報道等があった時点で、選挙による校内人事の決定については大阪市のようない実態はないことを確認をさせていただいております。

小・中学校につきましては、市町村教育長との会議におきまして、校内人事につきまして不適切な取り扱いがないよう指示を伝達させていただくとともに、文部科学省が調査実施の方針を示しておりましたので、その文部科学省の調査にあわせて実態を把握することとさせていただいたところでございます。

○大坪委員 この問題は、4月14日に大阪市内の公立中学校で最初に出てきた。そして、4月18日にこの大阪市の件を受けて、神戸市そしてまた滋賀県等でもありましたし、また先日は西宮市立高校でも出てきております。この4月14日の段階で出たときに、4月18日あたりにほかのところから結構出てきている。今は高校のほうは先にそれを受けて調査をされたということでもありますけれども、今回の6月27日の通知を受けてされたこの7月1日の、これをしっかりと調査していただいて、こういったことがないように徹底をしていただけたらありがたいと思います。以上で質問を終わります。

○宮本委員 3点質問をしたいと思うのですが、1点ずつやらせていただきます。まず初めに、特別支援学校における教員の確保についてお聞きしたいのですが、今般、特別支援学校が非常に過密状態になるということは取り上げてきたとおりののですが、このほど奈

良東養護学校が大変過密をしているということから、この中にあった病弱部の生徒について、奈良養護学校に移転をしたと。今度は奈良養護学校から明日香養護学校に移転をするということで、年度をかけて経年で異動をするということなのですが、この病弱部の生徒たちは高校生たちですので、教科指導が必要になるところです。9教科あるわけですが、教科指導を行う十分な教員配置が課題になっていると思うのですが、その点どう対応されているか、お聞きしたいと思います。

○石井教職員課長 それでは、明日香養護学校の病弱部門の対応につきましてお答えをさせていただきます。

奈良東養護学校の病弱部門につきましては、より充実した教育環境を整えるために奈良県立医科大学との連携を視野に入れ、年次進行で明日香養護学校に移管されているところでございます。今年度はその1年目で、高等部1年生1学級が明日香養護学校に設置されたことに伴いまして教員の配置を行っているところでございます。病弱部門高等部につきましては、高等学校学習指導要領に準じた授業を展開し、大学進学も視野に入れた教育活動を行っております。

明日香養護学校は肢体不自由児を対象とした特別支援学校であり、これまで単一障害のある生徒に対しましては病弱部門と同様の教育を行っていることから、既に各教科の指導が行える教員を配置しているところでございます。現在、教科によっては部門を超えて講座を編成し、両部門の生徒が合同授業を受けることで、互いにより刺激を受けていると聞き及んでいるところでございます。

今後も明日香養護学校に限らず、児童生徒に必要な教育が提供できるよう努めてまいり所存でございます。以上でございます。

○宮本委員 1学年まず移行したということで、肢体不自由の生徒たちと一緒に学べる環境をつくって確保しているということですが、恐らく教科によっては複数教科の免許を持った先生が兼務したりですとか、あるいは教科によっては非常勤で対応しているということがあろうかと思うのですが、その辺の実態はどうですか。

○石井教職員課長 委員がおっしゃるように、不足する部分につきましては非常勤講師等の対応もさせていただいて、教科に不足がないように対応しているところでございます。

○宮本委員 現場でお聞きしているところでは、非常に兼務をしたり、あるいは講師ということになると負担も大きいということですので、これから経年で異動していくということですので、十分な教員確保がなされるように、再度要望しておきたいと思っております。

次に、環境教育についてお聞きしたいのですが、現在、生駒市教育委員会でエコボナースという制度が取り入れられて、2011年度から環境教育が行われていると聞いております。これは節水や節電に取り組むということなのですが、どのようなやり方で行われているか県教育委員会で把握をされておれば明らかにしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○沼田保健体育課長 特に生駒市がどのようにやられているか存じ上げてはおりません。

○宮本委員 ご存じでないということですので、紹介をしたいと思いますのですが。

(「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

2010年度までの4年間の平均の水光熱費と比較をして、2011年度以降、節約できた水光熱費の半額を備品費として交付をするという仕組みで、市内8中学校、12の小学校、9つの幼稚園が対象でやられているそうです。そうしますと2012年度は、要するに2011年度の1年間で209万円配分され、交付された。要するに418万円分、節約をしたということです。2013年度、要するに2012年度の1年間でどれだけ節約されたかということ、340万円配分をされた。要するに680万円分、節約をしたということで、この交付された予算で各校がデジタルカメラとか体育用具を購入しているという制度とお聞きしています。

それで、ことしからは環境モデル都市になったということで、節約額の半額交付だったものを全額交付にするということです。国からもお金が来るということで、さらにぶら下がる人間が大きくなったということでもあります。それから、さらに出前講座とか、あるいはNPO法人や企業が行う講座など環境教育に取り組んだらポイント換算されて、ポイントに応じて備品費が配当されるということなのですが、私も環境教育というのはもちろん大切なことだと思うのですが、このように競争原理を働かせてやるというやり方は非常にまずいのではないかと。どちらかといえば子どもたちの内発的な動機ですよね。無駄な水は使わないとか、なるべく電気のスイッチは小まめに消そうとかそういうことではなくて、目の前に備品がなかなか買えずに困っている学校の状況のところ、節約した額の備品費をどうぞというやり方は非常に非教育的なやり方だと思うのですが、それについて教育長、お聞きになってどうお感じか、一つお聞きしておきたい。非常に……(発言する者あり) いやいや、考えを聞いておいたほうがいいと思う。どう思われますか。

○吉田教育長 私の思いということでございますけれども、こういう発想は余りできなかったもので、やっぱり節約すべきところはきちんと節約していくと。節約して逆にそのお金

で無駄遣いになるということもあり得るかわかりませんので、その節約と必要な備品というものは、それぞれ別に考えながらやるべきかなという思いは、今お聞きして持ったのですけれども。

○宮本委員 おっしゃるとおりだと思います。必要な備品は備品費として交付すべきなのです。それを節約の動機づけにするという点ではいかがなものかと思いましたが、その点、教育長とは認識が共有できたと思います。

それで、さらに看過できないのが、ここから先、大事ですが、ことし9月から、給食の残食量もポイントにするというのです。給食を残さず食べるということは大事なことです。お残しの量をはかって、その量が少なかったらポイントが高くなると、たくさん残したらポイントが低くなるということで、給食の食べ残しまで競争の対象になる。これは本当に食育をゆがめると思うので、これ本来、給食は食育の太い柱ですし、給食はデリケートな問題で、残すなという指導が強まるとプレッシャーになって不登校因子になるという報告もあるぐらいですので、その点、ここで保健体育課長の出番ですが、食育という観点から見たときに、このエコポイントに給食の残食量を含めるということについてどう感じるか、お聞きしたいと思います。

○沼田保健体育課長 今、学校では委員がお述べのように、学校給食を生きた教材として活用した給食指導でありますとか、保健体育や家庭科など教科の中で食育の視点を生かした指導などが行われています。特に学校給食を生きた教材として活用することは地産地消、食文化、生命、自然や環境等の理解を深めるなど食育を推進する上で、その果たす役割は大変大きいものであると認識しています。さらには、栄養に関する高度な専門性と教育に関する資質をあわせて有する教育職員として栄養教諭の配置に努めていると、このように今、県では食育を推進しています。

そのような中で、食育基本法でありますとか第2期奈良県食育推進計画が後ろ盾としてあります。そういったことを踏まえまして、まずは食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化、こういったものを基本としながら、多角的な視点を持って食育を推進していくことが大切だと考えています。以上でございます。

○宮本委員 そういった食育に関する知識だとか研修を当然学校の先生は受けておられますので、このお残し競争に加担するような誤った食育はなされないと当然に思うのですけれども、今、安倍内閣のもとで進められている競争をあおる教育の発想が、こういう教育行政にあらわれてくるということは非常にまずいと思いましたが、その点、県教育委員

会は市町村教育委員会を指導するという立場にはないかもしれませんが、この機会に食育のあり方ということ、まあ生駒市選出の議員さんも3名おられますので、紹介しておきたいと思いました。(発言する者あり)

それで次、最後の質問ですが、今、7月1日、2日前後から、全国的な傾向だそうですが、18歳、高校3年生のところに自衛隊の入隊案内、募集案内が届いているということです。奈良県内ではまだ届いたという話が入っているわけではないのですが、大きい駐屯地のある北海道ですとか、東京都や神奈川県、こういったところで、集団的自衛権行使容認の閣議決定直後に届いたということで非常に衝撃的に受けとめられていると。

そこで奈良県での実態も把握していただきたいと思うのですが、奈良県の中でも自衛隊の入隊対象者に向けた説明会などが行われて、県立高校の担当者なども説明会に出ていていると思うのですが、その説明会の開催状況ですとか県立高校の参加状況を把握されておれば教えてください。

○大西学校教育課長 自衛官の募集の件ということでございますが、委員が今おっしゃったような奈良県内で高校3年生の個人宅に本人が申し込みをしていないのにそういう案内等が届いたというような事象の報告は受けておりません。

それから、今の募集についての説明会でございますが、自衛官の募集については毎年、自衛隊奈良基地を大体拠点にされて、この6月前後にされているようでございますが、本年は6月24日に自衛隊奈良基地において高等学校の進路担当の教員対象に募集要項説明会が開催されております。本年は県内で18の学校が参加をしておると聞いております。ただし、申しわけないですが、私立か県立か両方どちらかという区別はついておりません。今のところ、また確認が必要であればさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○宮本委員 ありがとうございます。今、本当に自衛隊の入隊動機の一つに経済的自立を掲げる割合がふえていると聞いております。私の父親ももう、現在68歳ですから50年前に自衛隊に入隊したのですが、当然経済的に兄弟を支えるために入隊したと言っていました。その当時は入隊の勧誘を受けるときも当然、自衛隊に入ったからといって銃を使って人を殺すということはまず起き得ないと、憲法9条があるからということで入って、そういう教育を受けたと父も言っていました。銃は磨けど使わずと、そこにいることが防衛力、抑止力なんだという教育を実際に受けていたという話を父からもよく聞きましたが、今度、集団的自衛権行使となると、これ日本と関係の深い国が武力攻撃を受けたときに武

力行使の発動要件になるということであれば、本当に殺し殺される関係になる、そういう場に若い自衛隊員が行くということになるわけで、本当にこれはお金のない人から順番に行われている徴兵制だという主張もされているぐらいでして、こういう状況下で、18歳のもとに入隊案内が届くというのは非常に恐ろしいことだと思っております、奈良県内の状況もぜひ今後把握をしていただきたいと思います。以上で終わります。

○猪奥委員 お願いをします。この間、6月末に新県営奈良プールができ、私も参加をさせていただきました。とてもすてきなプールで、とてもすてきな竣工式だったと、たくさんの方が喜んでいただけているものとうれしく感じております。

ちょっと水を差すようで申しわけないのですが、プール関係で何点か質問をさせていただきます。

まず、新しくプールの中でのプログラムもいろいろ組まれているとお聞きしております。身体障害を持った方にも参加いただけるプログラムもご用意していただけると聞いておりますが、知的障害を持った方もぜひそういったプログラムに参加して、このプールで泳ぎたいというお声をいただいております。PFI (Private Finance Initiative) でやっておられますので、一義的には(株)アクアティックでお考えいただけることだとは思いますが、県として、これをどういうふうに検討していただいて、お考えいただけるのか、お返事を聞かせていただきたいと思います。

○塩見スポーツ振興課長 スイムピア奈良の指定管理者の自主事業のプログラムの件についてのご質問でございます。

現在、平成25年3月に策定いたしましたスポーツ推進計画におきまして県では、誰もがいつでもどこでも運動、スポーツに親しめる環境づくりを県のスポーツ振興の基本として進めているところでございます。障害者の運動、スポーツについても、そういう意味では県として推進しているところでございます。

今、委員がお述べの肢体不自由児に関しての水泳教室を知的障害者に広げてはどうかというご質問でございますが、指定管理者が自主事業として肢体不自由児のプログラムの水泳教室を実施しておりますのは、現在この指定管理者がこのような教室開催のノウハウを持っているということございまして、開催元年の今年度につきましては、まずはこの肢体不自由児のプログラムから実施していきたいと聞いております。

指定管理者が自主事業で実施する障害者の水泳教室につきましては、スポーツ推進計画の趣旨にも合致していますので、県といたしましては非常に望ましいと考えております。

県としましても、今後さまざまなプログラムを準備して、多くの方々に参加していただきたいと考えておりますので、今後の展開につきましては指定管理者と協議していきたいと考えております。以上でございます。

○猪奥委員 ありがとうございます。割と泳ぐのが好きでございまして、奈良市の中町のプールですとか奈良市の右京にあるプールですとか、たまに行くのですけれども、夜になりますと知的障害のある方、例えば近くの登美学園の子たちが、とても速いスピードで泳いでいてびっくりするのですが、やっぱり水の中というのは気持ちも解放されるのか、非常にいい環境を提供できれば望ましいと思っております。よろしく願います。

プールのお話をいろいろな方からお聞きする中で、長水路、50メートルプールがありますので、大会運営に特に使っていただけるようなプールであると思っております。

ところが、お話を聞きますと、値段の設定がまだ行われておらず、一般の方々が大会をしようと思っても、申し込みすらすることができないというのが今のプールの状況だとお聞きいたしました。これもPFIですから向こうのほうでということではありますが、県営プールでございまして、県もしっかりと指導といっちはあれですけれども、コミットしていただいて、一体となって運営をしていく必要があるのではないかと思いますけれども、ここについて今どういう状況になっているのか教えてください。

○塩見スポーツ振興課長 スイムピア奈良の料金設定のことについてのご質問でございます。スイムピア奈良の使用料につきましては、昨年の6月議会におきまして使用料を定める条例の改正をご承認いただいたところでございます。利用料金につきましては、指定管理者が県の承認を受けまして、この条例の範囲内で定めることによりまして、この6月30日に県が承認し、決まったところでございます。

なお、スイムピア奈良におきましては、記録計測機器、いわゆるタッチパネルなのですが、これを最新のものを購入してございまして、この最新機器の操作につきましては非常に高度なスキルが要ると聞いております。料金がまだ決まっていないというのは、このタッチパネルの操作のスキルに関する部分でございまして、高度な操作スキルを持つ技術者を擁している団体につきましては問題なく利用いただけるわけですが、その技術者を配置できていない団体につきましては、広くご利用いただけるようにするために指定管理者は現在その技術者の派遣をどうするかということを検討していると聞いております。この技術者の派遣につきましても、やはり費用が発生するわけで、現在その費用についての整理をしているところでございまして、まだ決まっていないと聞いております。

記録計測機器の技術者を有しない団体につきましては、この費用が整理された後にプール使用の申請を受け付けようとしているところでございます。委員がお述べのとおり、この整理につきまして少しおくれております。まことに申しわけございませんが、指定管理者の自主的なご支援に関する事項でございまして、よりよい大会の運営のための方策でございまして、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○猪奥委員 いろいろな理由はあるようではございますけれども、例えばインターハイの予選とかではなくて、民間の団体が大会を開こうと思ったら最低でも半年間の準備期間は必要です。今7月として、半年間準備したら冬になってしまいますので、夏が水泳のシーズンで、7月1日にオープンするということはわかっていたのですから、それはもう少し県としてコミットメントしていく必要性があったのではないかと思います。

P F Iの代表の企業体、建設は(株)奥村組がやられて、運営は(株)アクアティックが中心になってやられますが、企業体の中心企業、もう7月1日に(株)アクアティックに変わっております。今ご答弁いただいた塩見スポーツ振興課長、本来ならば、今、県の担当は公園緑地課のままになっていますが、早くスポーツ振興課に移っていただいて、スポーツ振興課でしっかりサポートしていただければと思います。

プールに関して、もう1点だけ要望させていただきます。先ほど阪口委員から熱中症の話がありました。1年間で759件ですか、とても大きな数だと思います。

プール、この間行かせていただいたときに、とっても暑くて天気のいい日でした。3面ある中で屋根がついているのは1面しかなくて、向こう2面は屋根も何もない状況で観覧をされておりました。たった1時間半そこそこいだけで結構疲れてしまって黒焦げになったような気もするのですけれども、プールの大会というのは通常2日、長いもので3日間連続で行われます。公園の中でテントを立てることができるのかできないのか整理も含めまして、熱中症が試合の中で起こらないように十分な対策をとっていただきたいと思っております。

もう一つ、別の質問をさせていただきます。熱中症絡みで、先ほど阪口委員の質問の中で、教室の温度が37度以上に上がってしまうような日があるというお答えをいただきました。今、私たち民主党で次の政策集を作成しております、3年前の選挙でも公立高校にクーラーを設置するのだという話をしました。その間ずっといろんな方が公立高校にクーラーを設置せよという話をしておりますが、県の予算の中でなかなか難しいのだというお話でした。先般クーラーを設置している学校群とクーラーを設置していない学校群、P T

Aがおつけになられている学校群とまだつけていない学校群の中退率を比較してみますと、実につけている学校とつけていない学校では10倍の違いがありました。親が子どもにどのような環境教育というか、親が子どもの教育に対して情熱を持っているところがクーラーの設置につながっていて、そういうところとそうではないところと言ってしまおうとどうか分かりませんが、10倍の差があるというのは非常に危惧すべき数字だと思っております。

今のこの時点の段階で、クーラーの設置に関してどのようなお考えなのかを、何度も聞いておりますが、改めて教えてください。

○吉尾学校支援課長 公立高校に係ります普通教室への空調設置の関係についてでございます。本会議あるいは当委員会等においてご答弁させていただいておりますとおり、現況といたしましては、まず耐震化整備につきまして重点的に整備させていただいております。ただ、県教育委員会におきましても、空調設備の導入方法、手法を含めた検討が必要だということは十分認識を持っておりまして、平成24年度から内部に検討の委員会も立ち上げながら、全国調査も2回既に行っております。

全国の状況を直近で申し上げますと、公費で設置しておりますのが、回答のございました44団体で公費設置が23.2%、PTAの設置が38.0%と、トータルで61%ということで、公費で現在入れておりますのが5つの団体、今設置しておりますのが4つの団体ということで、逆に予定がないのが、回答のない団体も含めると28団体というところでございます。

本県におきましては、検討の予定はないという段階ではなく、現在検討中という段階ではございます。

今後、耐震化の整備の後、このような内容につきましては十分検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○猪奥委員 十分検討していただいて、できるだけ早くつけていただきますようお願い申し上げます。以上です。

○宮木委員 2点、お疲れの中、申しわけありません。

高等養護学校の分教室設置についてお伺いいたします。昨今、高等学校での教育の中で共生社会、ともに学び合う環境づくりという、また障害のある生徒がより専門性の高い職業教育を受ける環境をつくるため、県立高校特別支援学級の分教室設置というのをお聞きしました。その中で、今現状の進捗状況と学校選定について、お聞きしたいと思います。

○大西学校教育課長 特別支援学校の分教室設置についてのお尋ねでございます。障害のある人もない人も、ともに暮らす共生社会の実現に向けて進むということは世界的な潮流でもありまして、本県においても、このインクルーシブ教育の理念を踏まえて、特別支援教育を推進しております。

この高等養護学校の分教室を高等学校に設置するということにつきまして、現在その分教室を設置する高等学校につきましては、インクルーシブ教育推進校という名称で、まず美術科の専門性の高い教育活動を行っております高円高等学校、茶づくりなど農園芸に関する学習や実習等を行っております山辺高等学校、平成27年度からキャリアデザイン科を新設し職業に関する多様な科目の選択ができる二階堂高等学校の3校を指定いたしまして、設置に向けて準備を進めております。

現在は各学校の管理職と教員から成るインクルーシブ教育の推進協議会というものを立ち上げまして、それぞれの学校を相互に見学しながら、各分教室において、ともに学び合うことが期待できるような実習や学校行事等について具体的な協議を進めているところでございます。以上でございます。

○宮木委員 ありがとうございます。インクルーシブ教育、私も賛成しています。しかし、その学校選定に当たって保護者の意見等はお聞きになっているのですか。

というのは、障害のある保護者の方とお話ししている中で、卒業してから手に職をつけて一般の方たちと同じ職場、まあ行かなかったとしても、そういう施設も含めて手に職をつける、これを教育の中でともに学んでいきたいというお話をたくさんお聞きしています。その選定に当たって、先ほど高円高等学校の芸術であったり、また茶摘みとかいろいろなお話があったのですが、実際に保護者の意見をお聞きしてそれを選定されているのか。もちろん選定に当たって学校のご事情等もあるとは思いますが、障害のある親の意見等は考慮されているかというようなどころについてお伺いいたします。

○大西学校教育課長 高等養護学校の分教室の設置に向けてにつきましては、高等養護学校の分教室設置協議会が、昨年度に設置されておまして、そして平成26年2月にその結果をまとめていただいております。この分教室の設置協議会の中に保護者の代表の方も入っていただきまして、そしてご意見を聞かせていただいて選択をしたと聞いております。

現在、その3校につきまして設置の準備を進めておりますけれども、そのときの報告では、最初7つの学校がありまして、引き続きそういったものも含めまして広く検討を進めて、現在まず3つについて設置に関しまして話を進めているところです。

保護者の方にといいことでございましたが、県内中学校、2、3年生の保護者を対象に分教室に係る説明会を高等養護学校でこの7月23日に実施する予定でもございますし、これでは分教室設置の趣旨やコースの選択の方法につきまして情報提供するとともに、保護者様からの質問を受けて、こちらが丁寧な説明を行う予定でもございます。高等養護学校においても、入学相談それから入学の個別の進路相談というものを継続的に行って、生徒一人一人の特性やニーズを踏まえて丁寧な進路指導に努めていくようにしております。

今後とも保護者様の意見も聞きながら、そういう形で進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○宮木委員 ありがとうございます。その7月23日ですか、その説明会等でできるだけ保護者の意見等を聞いていただいて、よりよい学校生活を送れるような状況をつくってあげていただきたいと思います。

あともう1点お願いします。先ほど説明がありました青少年が利用する携帯電話のフィルタリングの利用率についてですけれども、前年度の条例等により、販売店での説明またコンソーシアムのお力により、小学校、中学校に関してはフィルタリングの利用率が高くなっていると。高校に関しては、子どもたちが高校生になって親の言うことを聞くかという、なかなか聞きにくい現状がありますので、多分ここ数年していくと高校の数値というのは上がっていくだろうと期待しています。

そこでですけれども、フィルタリングはもともと有害サイトから子どもを守ろうという形でやり始めました。今、認定サイト等もありまして、そちらのほうには閲覧できない規制をするということがあります。今よく起こっている問題として、また事件として上げられているのがSNSです。例えばV i b e rであったりカカオトーク、L I N E、フェイスブック等で子どもたちが友達同士で事件を起こす。例えば先月でしたら、中学生の子どもがL I N E外しに遭い、それでそれに腹を立てて拉致し、3人の少年が逮捕されたりとか、またこれは中学生の子どもですけれど、わいせつ画像及び動画を送らされて事件になったという実情をお聞きしていますので、フィルタリングの率が上がることは非常にいいことだと思うのですけれども、そのSNS等の対応等に関してはどのように進めていっておられるのか、お聞きします。

○森青少年・生涯学習課長 スマートフォンの急速な普及に伴いまして、L I N Eやツイッター、フェイスブック等のいわゆるSNS、コミュニケーションアプリの利用が増加しております。これらに伴いまして、青少年が犯罪被害に巻き込まれるといった事例も多発

しておりました、フィルタリング利用促進とともに、委員がお述べのとおり青少年のアプリケーション利用を適切に管理することや情報リテラシーの向上を図ることが重要でございます。

フィルタリングには携帯電話回線を遮断する意味のフィルタリング、そしてWi-Fi回線を遮断するフィルタリング、そしてもう一つ、アプリケーションのインストールを遮断するフィルタリングと3種類のフィルタリングがございます。急速に普及しておりますスマートフォンには、これら3種類のフィルタリングの設定が必要であり、コンソーシアムではWi-Fi回線やアプリケーションに対するフィルタリングの提供を勧めるよう申し合わせをしているところでございます。

LINE等のコミュニケーションアプリにつきましては注意が必要なものでありますが、一方では、青少年の間で家族や友人間のコミュニケーションツールとして活用されているのも事実でございます。これらにつきましては、青少年の知識や成長に応じて保護者の管理のもとで適切に利用することが現実的な対応と考えております。これらの必要なアプリケーションを利用する際、必ず3種類のフィルタリングを設定した上で、利用の必要性や目的、注意する事項を保護者と子どもが話し合い、使用上のルールなどを決め、保護者が適切な管理のもとで必要なアプリのみを個別にインストールして利用していただくとともに、親子の話し合いを通じまして情報リテラシーを向上していただくというようなことを進めていく必要があると思っております。

これらのことから県では、まずフィルタリングをする、そして親子で話し合っ、そしてルールづくりをしようと、こういう運動を展開しているところでございます。県及びコンソーシアムでは、保護者や児童生徒への講習会やチラシ配布の実施あるいは各種フォーラムの開催などを通じまして、積極的に啓発活動を実施しているところでございます。また、携帯電話事業者や販売店への立入調査それから指導を通じまして、この3種類のフィルタリングの利用促進、アプリケーションの適切な管理と青少年の情報リテラシーの向上を図っているところでございます。

今後とも子どもたちが犯罪やトラブルに巻き込まれるのを未然に防止し、青少年を健全に育成するために積極的に取り組みを進めてまいり所存でございます。以上です。

○宮木委員 ありがとうございます。引き続きよろしく申し上げます。

以前でしたら学校裏サイトとか、あと成り済まし懸賞金サイトというサイトに子どもたちが行く可能性があったのですけれども、それはもうなくなっていくだろうと。今度はS

NS、LINE、カカオトーク、そういうところの利用の仕方も伝えていってほしいと思う次第です。どうもありがとうございます。

○高柳委員長 本当に皆さん熱心にありがとうございます。

ほかになければ、これをもちまして質疑を終わります。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

特別な事情がない限り、ただいまの構成によります委員会は本日をもって最終ということになります。

昨年の7月から、委員の皆さん方から、当委員会所管の事項であります学校教育等の充実並びに生活環境行政の充実につきまして終始熱心に皆さんご意見をいただきまして、本当にありがとうございます。また、理事者におかれましても、数々の問題に対し、積極的な取り組みをしていただきました。ありがとうございます。おかげをもちまして、無事任務を果たすことができました。委員各位及び理事者の皆さん方に厚くお礼を申し上げます。正副委員長のお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、本日の委員会を終わります。ありがとうございました。

(※委員会終了後、下記のとおり答弁内容の訂正依頼があった。)

記

誤 37度 → 正 32.3度(21ページ、8行目)

誤 34.7度 → 正 33.6度(21ページ、9行目)

誤 33.5度 → 正 30.5度(21ページ、9行目)